

大分市自治基本条例検討委員会
第6回執行機関・議会部会

平成22年4月28日(水) 10時から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1.開 会

2.議 事

(1) 条文案の検討について

(2) その他(次回開催日程等)

条 文 例

| 項 目 | 検討すべき内容など | 条文例 |
|----------|---|---|
| 市の基本的役割 | < 市政運営の基本原則 > ・効率的で公正かつ透明性の高い行政運営 ・総合的かつ計画的な行政運営 ・条例の立案・制定・改廃・運用 など | 第 条 市長等（市長その他の執行機関をいう。）は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 第 条 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 第 条 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。 |
| 市長の基本的役割 | < 市長の権限等 > ・市民の信託を受け、市を代表する ・職員の指揮監督を行う ・市政全体の総合調整 ・議案の提出、予算編成、執行 など | 第 条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。 |
| 市長の責務 | < 市長が果たすべき責務 > ・市民自治の推進、市民福祉の向上 ・最小の経費で最大の効果 ・市民への説明責任 ・市民の意思を把握し、市政に反映 など | 第 条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。 第 条 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。 第 条 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。 第 条 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。 |
| 執行機関の責務 | < 執行機関（市長含む。）が果たすべき責務 > ・公正かつ誠実に職務を遂行する。 ・執行機関相互の連携 ・職員の育成、能力向上 など | 第 条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。 第 条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。 第 条 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。 |
| 職員の責務 | < 市の職員が果たすべき責務 > ・全体の奉仕者として職務に専念する。 ・公正かつ誠実に職務を遂行 ・職務に対する専門知識の取得及び能力向上を図る（不断の研さんに努める。） ・法令遵守 など | 第 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。 第 条 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。 第 条 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。 |
| 議会の基本的役割 | < 議会が大分市に対して果たすべき役割 > ・市民意思を代表する意思決定機関 ・執行機関の監視機能 ・政策提案及び立法に関する活動 など | 議会基本条例に定めるところによる。 |
| 議会の責務 | < 議会が果たすべき責務 > ・政策形成機能の充実 ・政策形成に係る民意反映 ・透明性の確保（開かれた議会運営） ・市民に対する説明責任（情報公開、情報提供） など | |
| 議員の責務 | < 議員が果たすべき責務 > ・自己研鑽 ・職務への遂行責任 ・政治倫理の確立 など | |

執行機関・議会部会

<市の基本的役割>

- ・ **市長等**は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。（札幌）
- ・ **市長等**は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。（札幌）
- ・ **市長等**は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。（札幌）

<市長の基本的役割>

- ・ **市長**は、本市を代表し、総合的に市政を運営する。（宇都宮）
- ・ **市長**は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。（札幌）
- ・ **市長**は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。（高松）

<市長の責務>

- ・ **市長**は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。（札幌）
- ・ **市長**は、市民の負託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。（新潟）
- ・ **市長**は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。（新潟）
- ・ **市長等**は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。（新潟）
- ・ **市長等**は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより市民満足度の向上に努めなければなりません。（新潟）
- ・ **市長**は、自治の基本理念にのっとり、自治の推進および市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない（高松）

- ・ **市長**は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。(熊本)

<執行機関の基本的役割>

- ・ **執行機関**は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。(高松)
- ・ **市長等**は、次に掲げる役割を担います。(熊本)
 - (1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。
 - (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。

<執行機関の責務>

- ・ **執行機関**(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、誠実にその権限に属する事務を執行するとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。(宇都宮)
- ・ **執行機関**は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。(宇都宮)
- ・ **市長**及び他の**執行機関**(以下「**市長等**」という。)は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。(岐阜)
 - (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。
 - (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。
 - (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。
 - (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。
 - (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。
 - (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。

<職員の責務>

- ・ **職員**は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、**職員**は、市民の視点に立って職務を遂行す

るとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。(札幌)

- ・ **職員**は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその**職務に専念**しなければならない。(宇都宮)
- ・ 市長等の補助機関である**職員**及び議会の事務局の**職員**(以下これらを「職員」といいます。)は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。(新潟)
- ・ **職員**は、法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等(以下「**法令等**」)といいますが、**を遵守**するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。(新潟)
- ・ **職員**は、職務に関し**不断の研鑽**に努めるとともに、施策及び事業の実施に当たっては、最大の効果を挙げることができるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。(新潟)
- ・ **職員**は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。(高松)
- ・ **職員**は、職務に必要な**専門的知識の習得および能力向上**に努めなければならない。(高松)
- ・ **職員**は、職務の遂行に当たっては、**参画と協働による市政および地域のまちづくり**の推進に努めるものとする。(高松)
- ・ **市の職員**は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。(熊本)

<議会の基本的役割>

- ・ **議会**は、本市の意思を決定する機関として、及び**執行機関を監視**する機関として、その役割を果たすとともに、**機能の充実強化**に努めるものとする。(札幌)
- ・ **議会**は、**市民意思**を的確に**市政に反映**させるとともに、市政運営を監視し、及び**政策を立案**する。(宇都宮)
- ・ **議会**は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関としてその役割を果たし、並びに市勢の進展及び**市民自治の推進**に努めるものとします。(新潟)
- ・ **市議会**は、市政の審議及び議決機関として、**市民の意思を代表**し、住民自治の実現に寄与するものとする。(岐阜)
- ・ 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される**意思決定機関**であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。(高松)

- ・ **市議会**は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。(熊本)
 - (1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。
 - (2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。
 - (3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。

<議会の設置・会議・公開>

- ・ **議会**は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。(札幌)
- ・ **議会**は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。(札幌)
- ・ **議会**は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特別な理由のない限り、会議を公開し、議会の保有する情報の共有化を図る等開かれた議会運営を行わなければなりません。(新潟)

<議会の責務>

- ・ **議会**は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。(札幌)
- ・ **議会**は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。(札幌)
- ・ **議会**は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。(新潟)
- ・ **議会**は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民、専門家等の知見をいかすよう努めなければなりません。(新潟)
- ・ **市議会**は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。(岐阜)
- ・ **市議会**は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。(岐阜)
- ・ **議会**は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実を図るとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。(高松)
- ・ **議会**は、議会活動に関する情報を市民に広く分かりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならない。(高松)

<議員の役割・責務>

- ・ **議員**は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、**公正かつ誠実に職務を遂行**するものとする。（札幌）
- ・ **議員**は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。（札幌）
- ・ **議員**は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。（札幌）
- ・ **議員**は、誠実に議会活動を行うとともに、その活動状況を積極的に市民に公表するよう努めなければならない。（宇都宮）
- ・ **議会の議員**（以下「議員」といいます。）は、**市民の負託**に応え、議会が第8条に規定する役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、**政治倫理の確立**に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。（新潟）
- ・ **議員**は、市民の多様な意見及び要望を集約し、総合的な見地で市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。（新潟）
- ・ **議員**は、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるため、調査、研究等の活動を通じ、**不断の研鑽**に努めなければなりません。（新潟）
- ・ **議員**は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めなければなりません。（新潟）
- ・ **議員**は、前条に規定する議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。（高松）
- ・ **議員**は、自己研鑽に努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする。（高松）
- ・ **市議会議員**は、次に掲げる責務を担います。（熊本）
 - (1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。
 - (2) **政策の提案及び立法に関する活動**を行うよう努めること。